

質問回答

2015年7月8日

キルギス国林産品による地方ビジネス開発プロジェクト

(公示日:2015年6月24日)について、業務指示書に関する質問への回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P12 2.(6)対象区域	対象区域は「キルギス北部3州(イシククリ、タラス、チュイ)、ビシュケク市とありますが、成果1では「 <u>全国を対象に</u> ベースライン調査などを通じてLHsの現況を明確にする」とされ、成果3では「 <u>全国のLH</u> スタッフやステークホルダーを対象としたセミナーを実施する」とあります。また、P12(2)には「南部のジャララバード州、オシュ州、バトケン州は治安が悪いため除外する」とありますが、ナリン州の扱いについて言及がありません。「北部3州と1特別市」というのはあくまでターゲットLHsの選定と活動のみにかかわる条件であり、その他の活動は <u>全国(7州とビシュケク市)</u> を対象とするという理解でよろしいでしょうか。ただしこの場合、特にベースライン調査の実施に際しては現地の再委託先であっても戦争特約対象地域(バトケン州全体及びオシュ州とジャララバード州のウズベキスタンとの国境地帯)などへの立ち入りが制限され、7州全土を対象とした調査活動ができない可能性が想定されます。「全国」の定義については、もう少し詳細にご説明いただければと思います。	ベースライン調査は、全国を対象とする調査、最終セミナーは、全国のステークホルダーを対象としたセミナーです。ベースライン調査の再委託先が危険地域に入れない場合には、現地のLHs等からの資料収集等により、情報を収集することを想定しています。その他の活動は、北部3州と1特別市の中から選定されたターゲットLHsを対象とした活動になります。また、全国とは、7州とビシュケク市となります。
2	P12 5. 実施方法及び優位事項 (2)ターゲットLHsの選定について	対象とするLHsの数は、北部3州の全13LHs+1独立森林事務所の最大14LHs(4年間)ということでしょうか。或いは、一部のLHsを選定するのでしょうか。その場合、1州あたりの選定すべきLHsの数量の目安がありましたらご教示ください。	対象LHsは、北部3州の14LHsの中からプロポーザルにより選定することを想定しています。対象LHsは、LHsからのプロポーザルの内容等にもよりますので、数の目安は現在のところ設定しておりません。

3	P12.5.(1)	<p>ベースライン調査を実施し、報告書（和・英）にとりまとめるとありますが、p20 の成果品の一覧表では、ベースライン調査報告書の言語・部数は英文 3、和文 3、ロシア語 14 部と記載されています。対象言語と必要部数について再度確認をお願いいたします。</p>	英文 3、和文 3、ロシア語 14 部となります。
4	P12.5.(2)	<p>13LHs と 1 独立森林事務所のなかから選定されるターゲット LHs の数について、例えば「1 州あたり 1LHs」など、事前に想定されている数があればご教示ください。</p>	2 の回答と同じです。
5	P14 (9)	<p>林産品ビジネス計画実施の支援活動に際し、「LH 職員、テナント、地域住民等への技術研修等も検討する」とありますが、その実施を提案させていただく場合、研修実施費用は本見積と別見積のどちらに計上すべきでしょうか。</p>	別見積での計上をお願い致します。
6	P14 (9)	<p>各ターゲット LHs 内で林産品の質の向上、生産量を増やすための技術的な指導を行ううえで、ターゲットとして事前に想定されている JFM サイト数やテナント数がもしあればご教示ください。</p>	JFM サイト数は、合計で 8~10 サイトを想定しております。
7	P15 (12)本邦研修に係る業務	<p>「コンサルタント等契約における研修ガイドライン」2015 年 4 月の 2 頁下段(2) 受注者(コンサルタント等)の業務範囲を拝見しますと 【原則「研修実施」のみ】と記載されております。 さらに 【「受入」業務の「本邦における宿舍手配」及び「研修員の国内移動手配」 並びに「研修監理」業務については研修内容及び受注者の意向で契約に包括することが 可能】とございますが このプロジェクトの研修内容においては、 「研修実施」のみの見積計上で問題ございませんか。</p>	受入業務の「本邦における宿舍手配」及び「研修員の国内移動手配」並びに「研修監理」業務につきましては、JICA 側で行います。なお、研修への同行、研修計画の策定、講師への謝金支払い等は、お願いしております。

8	P.15 「5.実施方法及び留意事項」 「(13)資機材調達等に係る業務」	「コンサルタントはC/Pと最終的な機材、数量、仕様等について調整を行い、JICAに供与機材計画書案を提出する。同計画案では、必要に応じてJICA調達分とコンサルタント調達分を分けて提案することとし、コンサルタント調達分については、「委託契約等における機材調達・管理ガイドライン(2012年4月)」に基づいて調達を行う。本経費については別見積にて積算すること。」とあります。この供与機材計画案がなければ、経費の積算はできないこととなりますが、この供与機材計画案は、プロジェクトが始まってから作成するものと読めます(C/Pと調整する)。このような状況で、実際どのように経費を積算して別見積に計上するのでしょうか？	供与機材としましては、点滴灌漑機材が想定されますが、実際にプロジェクトが開始されてから、コスト、運営維持管理体制等を確認して頂き、供与するか否かを決定することを想定しております。なお、現時点で想定される機材が他にありましたら、別見積にて計上して頂きますようお願い致します。実際の供与機材計画案は、プロジェクト開始後、C/Pと詰めて頂ければと思います。
9	P.15 「5.実施方法及び留意事項」 「(11)ステークホルダー向けワークショップ/セミナーの開催」	文末の「なお、ワークショップ/セミナー開催にかかる費用については、別見積にて積算することとする。」とあるのは、文章内で説明している「プロジェクト終了段階で開催する全国林産品ビジネス行動計画の共有セミナー/ワークショップ(活動3-4)」についてのみか、「林産品ビジネス活動事例、ターゲットLHs林産品ビジネスモデル開発計画の共有セミナー/ワークショップ(活動3-1)」も含めて別見積として積算するという意味でしょうか。	両方のワークショップ/セミナーにつきまして別見積をお願い致します。
10	P.20 9 成果品等 (1)報告書等	「なお、本契約の成果品は、業務完了報告書とする。」とあります。本来、成果品の提出をもって契約の履行終了となると理解していません。この場合は、その成果品の提出が2019年9月ということは、この契約は4年間の一気通貫となるのでしょうか。もしくは、年次ごとに新たな契約締結をすることも可能なのでしょうか。また、精算については、4年分をまとめて最後に行うことになるのでしょうか。	4年間の複数年度契約となりまして、精算も4年分をまとめて最後に行うこととなります。

1 1	P.20 9 成果品等 (1)報告書等	「業務計画書(全体期間及び第1期)」とあります。全体期間は分かりませんが、第1期とはいつまでの期間を指すのでしょうか。	「第1期」の記載は、削除頂き、全体期間につきましての業務計画書を作成頂きますようお願い致します。
1 2	P20 9. 成果品等 (1)報告書等	モニタリング・シート Ver. 2~7.の提出期限の設定に齟齬があります。確認後、正しい期限をご提示下さい。	大変失礼致しました。モニタリング・シート Ver.2(2016年3月)、Ver.3(2016年9月)、Ver.4(2017年3月)、Ver.5(2017年9月)、Ver.6(2018年3月)、Ver.7(2018年9月)、Ver.8(2019年3月)となります。
1 3	P20 9. 成果品等 (3)技術協力成果品、収集資料等	4)が空欄になっていますが、これは間違いでしょうか。	大変失礼致しました。4)は削除下さい。
1 4	P20 9. 成果品等 (4)プロジェクト広報資料	言語毎に8~10枚程度ということでしょうか。配布先等含めて印刷部数の想定がありましたらご教示下さい。	各言語8~10枚程度となります。
1 5	P.20 9 成果品等 (1)報告書等	モニタリング・シート Ver.2の提出時期が「Ver.2提出の6か月後」以下 Ver.3以降も同様の記載があります。これは、モニタリング・シート Ver.1とVer.2の間の2016年3月頃にもモニタリング・シートを提出することになるのでしょうか。	大変失礼致しました。質問12の回答と同様です。
1 6	P23 (3)技術協力 成果品、収集資料等	1)の「ビジネス活動事例集」は活動2-5-3で作成する「ビジネス活動事例報告書」と同一のものという理解でよろしいでしょうか。	同一のものとなります。
1 7	P23 (3)技術協力 成果品、収集資料等	1)-3)の成果品の使用言語は英語という理解でよろしいでしょうか。	和文、英文、ロシア語となります。
1 8	P24 3	様々な成果品や報告書、広報資料等の文書の作成においてロシア語への翻訳作業が多数発生することが見込まれます。通訳の備上については本見積りに計上する」とありますが、翻訳費用についても別途、	翻訳費用も本見積りに計上をお願い致します。想定枚数は、資料等の翻訳:A4用紙400ページ、報告書:200ページとなります。

		見積りに計上してよろしいでしょうか。その際、本見積りと別見積りのどちらに計上すべきでしょうか。	
19	P25 7	想定される機材の例のなかに車両が挙げられていませんが、対象地域が広大となるため常時利用できる交通手段の確保が必要と考えます。車両借上費用もしくは購入費用を見積りに計上すべきでしょうか。その際、本見積りと別見積りのどちらに計上すべきでしょうか。C/P 機関からの車両の提供、あるいは JICA 事務所からの貸与の可能性がある場合は、想定される対象車種と台数をご教示いただけますでしょうか。	運転手付きのレンタカーを想定しておりますので、本見積りに計上をお願い致します。
20	P25 7	上記の質問と関連しますが、車両の維持管理費用やタイヤ交換、保険費用などは見積りに計上すべきでしょうか。その際、本見積りと別見積りのどちらに計上すべきでしょうか。	想定されます車両の維持管理費や保険費用等本見積りに計上をお願い致します。
21	P25 7	車両を常時利用する場合、常駐の運転手も必要になりますが、運転手は C/P 機関所属の人員を使うことになるのでしょうか。その実現見込みが低ければ運転手の傭上費を見積りに計上したいと考えますが、その際、本見積りと別見積りのどちらに計上すべきでしょうか。	質問 19 の回答と同じです。
22	P24、P26 第 3 業務実施上の条件 1. 業務の行程、と 12. 複数年度契約	複数年度契約とのことですが、契約年次については、2015 年 9 月～48 か月間一契約ということでしょうか。また、2～3 の年次に分けての契約も提案することは可能でしょうか。	2015 年 9 月から 48 か月間の複数年度契約となります。

以上